

財政指標の説明

(1) 基準財政需要額

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
基 準 財 政 需 要 額	21,505,335	20,991,907	20,495,122
増減額	+513,428	+496,785	+638,492
対 前 年 度 比	+2.4%	+2.4%	+3.2%

各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政を維持するために必要な財政需要を、行政項目ごとに区分して算定した一般財源の合計額を基準財政需要額といいます。この基準財政需要額は、各団体の実績による支出額でもなければ、実際に支出しようとする額でもなく、その地方公共団体の自然的、経済的、社会的諸条件においてあるべき財政需要（一般財源）として算定された額です。

(2) 基準財政収入額

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
基 準 財 政 収 入 額	21,195,905	20,211,819	19,530,202
増減額	+984,086	+681,617	△225,444
対 前 年 度 比	+4.9%	+3.5%	△1.1%

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体の基準となる収入を一定の方式で算定した額をいいます。その算定は、

- ①市民税や固定資産税などの法定普通税（標準税収入）の収入見込額の75%、
- ②利子割交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金の収入見込額の75%、
- ③地方譲与税の収入見込額、
- ④国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の75%、
- ⑤交通安全対策特別交付金の収入見込額等を合算した額です。

なお、地方税などの収入の全額（100%）を基準財政収入額に算入せず、75%算入しているのは、地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じて自主的に独自の施策を展開していく財源的余裕を残しておく必要性などの理由からです。

(3) 標準財政規模

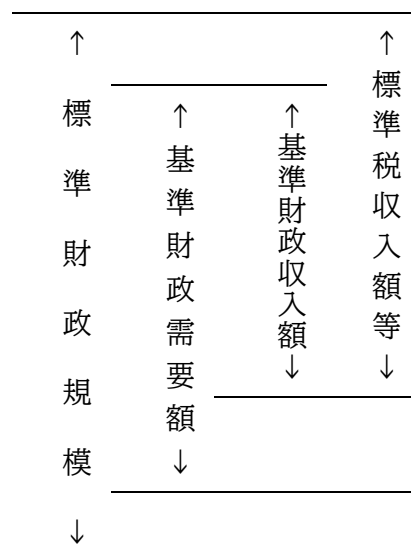
標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
標準財政規模	27,466,633	26,804,502	27,105,446
増減額	+662,131	△300,944	+1,520,003
対前年度比	+2.5%	△1.1%	+5.9%
標準税収入額等	27,145,206	25,862,096	25,005,353
普通交付税額	309,430	775,909	964,920
臨時財政対策債発行可能額	11,997	166,497	1,135,173

各地方公共団体の財政規模を比較する場合には、予算や決算で比べる方法もありますが国庫補助金や地方債など特定財源が含まれているため、各年度によってもばらつきがあり、単純に比較するのは容易ではありません。そのため、地方税や普通交付税など通常収入されるであろう経常的一般財源の額で比較するのが妥当です。

以上(1)、(2)、(3)の関係を図示すると、以下のようになります。

使用料・手数料	入
その他	収
地方債	
国・県支出金	
地方交付税	税
うち特別交付	税
法定外普通	税
目	税
法定普通税等	税
超	課
標準税率による収入	25%
	75%
地方交通安全対策特別交付金	税
地方普通交通交付	税
臨時財政対策債発行可能額	



(4) 財政力指数

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
財 政 力 指 数	0.967	0.970	0.981
増減	△0.003	△0.011	△0.014
基 準 財 政 収 入 額	21,195,905	20,211,819	19,530,202
基 準 財 政 需 要 額	21,505,335	20,991,907	20,495,122

財政基盤の強さを示す指標です。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができます。通常過去3か年の平均をいいます。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。

(5) 実質収支比率

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実 質 収 支 比 率	5.2	9.6	10.4
増減	△4.4	△0.8	+6.5
実 質 収 支 額	1,427,762	2,574,269	2,830,635
標 準 財 政 規 模	27,466,633	26,804,502	27,105,446

実質収支とは、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質的な収入と支出との差をいい、実質収支比率とは、この実質収支の標準財政規模に対する比率をいいます。実質収支は多額であればよいというものではなく、その比率は実質収支額の妥当性を判断するために算出されるものです。

(6) 公債費負担比率

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
公 債 費 負 担 比 率	8.7	8.8	9.5
増減	△0.1	△0.7	△0.8
公 債 費 充 当 一 般 財 源	3,077,717	3,128,221	3,165,268
一 般 財 源 総 額	35,198,245	35,669,137	33,415,951

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

(7) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

上記により算出した率の令和3年度～令和5年度の3か年平均

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実 質 公 債 費 比 率	5.2	4.9	4.9
増減	+0.3	±0	+0.2
A	3,077,717	3,128,221	3,165,268
B	204,422	189,932	213,538
C	348,119	446,722	501,679
D	1,503,441	1,568,740	1,605,855
E	27,466,633	26,804,502	27,105,446
実質公債費比率（単年度）	5.51003	5.16208	4.98546

実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

(8) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：上記アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
将 来 負 担 比 率	11.3	11.1	17.0
増減	+0.2	△5.9	△6.1
将 来 負 担 額	26,783,432	27,538,037	29,490,556
充 当 可 能 基 金 額	5,786,914	5,881,949	5,039,866
特 定 財 源 見 込 額	3,662,534	3,636,633	4,202,569
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	14,394,270	15,213,654	15,897,047
標 準 財 政 規 模	27,466,633	26,804,502	27,105,446
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	1,503,441	1,568,740	1,605,855

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。

将来負担比率の早期健全化基準は、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とされています。

(9) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
朝 霞 市	-	-	-
早 期 健 全 化 基 準	11.93	11.97	11.95
財 政 再 生 基 準	20.00	20.00	20.00

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。朝霞市は赤字額がないため「-」と表記しています。

(10) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
朝 霞 市	-	-	-
早 期 健 全 化 基 準	16.93	16.97	16.95
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。朝霞市は赤字額がないため「-」と表記しています。

※早期健全化基準・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされています。

※財政再生基準・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のいずれかが財政再生基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされており、事務・事業の見直しや地方債の起債の制限など様々な制約を受けることになります。

(11) 義務的経費比率

$$\text{義務的経費比率} = \frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
義務的経費比率	54.1	52.9	57.0
増減	+1.2	△4.1	+15.4
歳 出 総 額	52,711,359	50,993,751	50,728,561
人 件 費	7,476,141	7,353,493	7,246,714
扶 助 費	17,940,172	16,477,414	18,515,215
公 債 費	3,077,717	3,128,221	3,165,268

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、人件費、扶助費、公債費が該当します。義務的経費比率とは、歳出総額に対する義務的経費の割合を示したもので、地方公共団体の財政構造の硬直化を判断する指標の一つです。

(12) 一般財源比率

$$\text{一般財源比率} = \frac{\text{一般財源等}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
一般財源比率	64.2	66.3	62.3
増減	△2.1	+4.0	+15.0
歳 入 総 額	54,865,730	53,822,918	53,668,131
一 般 財 源 等	35,198,245	35,669,137	33,415,951

一般財源等は、市税や地方譲与税、地方交付税などの一般財源や、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことをいいます。一般財源比率は、歳入総額に対する一般財源等の割合を示したもので、地方公共団体が自由に使用できる財源がどれだけあるかを判断する指標の一つです。

(13) 実質債務残高比率

$$\text{実質債務残高比率} = \frac{B + C + D}{A} \times 100$$

A：標準財政規模

B：地方債現在高

C：債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額

D：実質的な債務負担行為に基づく、翌年度以降の支出予定額

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実 質 債 務 残 高 比 率	124.7	132.5	145.4
増減	△7.8	△12.9	+21.9
A	27,466,633	26,804,502	27,105,446
B	23,661,738	24,561,795	26,035,509
C	10,584,038	10,953,288	13,383,036
D	0	0	0

後年度の財政運営を拘束する債務負担行為額及び地方債現在高の標準財政規模に対する割合で、地方公共団体の将来における財政構造の弾力性を判断する指標の一つです。

(14) ラスパイレス指数

$$\text{ラスパイレス指数} = \frac{\sum P_1 \cdot Q_0}{\sum P_0 \cdot Q_0} \times 100$$

P₀…一定の職員構成区分における基準団体の各平均給与月額

P₁…同一構成区分における比較対象団体の各平均給与月額

Q₀…同一構成区分における基準団体の職員数

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
ラ ス パ イ レ ス 指 数	101.1	100.7	100.8
増減	+0.4	△0.1	△0.8

職員の給与水準を比較するために用いられる指数をラスパイレス指数（給与指数）といいます。ラスパイレス指数は、給与水準を比較する上で、最も多く利用されている指数で、国の職員構成の給与決定要素を基準として算定されます。したがって、100 を超えると国よりも給与が高いことになります。

(15) 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
経 常 収 支 比 率	97.5	93.8	92.6
増減	+3.7	+1.2	△3.8
経常経費充当一般財源	27,322,808	26,468,818	26,010,258
経 常 一 般 財 源	28,018,723	28,065,574	27,258,485
減 税 補 て ん 債	0	0	0
臨 時 財 政 対 策 債	11,997	166,497	824,136

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減税補てん債（特例分）及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかをみる指標です。

つまり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになります。

（減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えない場合）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
経 常 収 支 比 率	97.5	94.3	95.4
増減	+3.2	△1.1	△1.6
経常経費充当一般財源	27,322,808	26,468,818	26,010,258
経 常 一 般 財 源	28,018,723	28,065,574	27,258,485

(16) 経常一般財源比率

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
経 常 一 般 財 源 比 率	102.0	104.7	100.6
増減	△2.7	+4.1	△0.7
経常一般財源収入額	28,018,723	28,065,574	27,258,485
標 準 財 政 規 模	27,466,633	26,804,502	27,105,446

経常一般財源比率は、上の算式により算定されます。標準財政規模は、特定財源を控除し、経常的に収入されるであろう一般財源の規模を表し、経常一般財源は、経常的に収入される現実の一般財源の額であるため、この両者を比較することにより、団体における一般財源等の「ゆとり」をみることができます。100%を超える度合いが高いほど、収入の安定と自主性が高いといえます。

(17) 徴収率

$$\text{徴収率} = \frac{\text{市税収入額}}{\text{市税調定額}} \times 100$$

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
徴 収 率	98.4	98.3	98.1
増減	+0.1	+0.2	+0.3
市 税 収 入 額	24,381,055	24,120,948	23,094,484
市 税 調 定 額	24,768,295	24,533,330	23,539,501

市税収入額の市税調定額に対する比率です。